

Japan tax alert

EY税理士法人

国境を越えた 電気通信利用役務の 提供に係る消費税 関連通達・Q&Aの公表

EYグローバル・タックス・アラート・ ライブラリー

EYグローバル・タックス・アラートは、オンライン/pdfで以下のサイトから入手可能です。

<http://www.ey.com/GL/en/Services/Tax/International-Tax/Tax-alert-library%23date>

平成27年度税制改正により、国外事業者から日本市場向けに国境を越えて行う「電気通信利用役務の提供」については、平成27年10月1日から新たな課税制度（以下、「新制度」といいます）が適用されます。

新制度に関して、平成27年5月26日に消費税基本通達の一部改正が行われ、平成27年6月3日に「国境を越えた役務の提供に係る消費税の課税の見直し等に関するQ&A」が国税庁から公表されました（新制度の概要をとりまとめたパンフレットも公表されました）。本アラートでは、売り手である役務の提供を行う国外事業者への影響に焦点をあて、改正通達及びQ&Aのポイントとなる部分を中心に、その概要を紹介いたします。

Contents

- I. 対象取引の範囲等について
- II. 新制度のポイント
- III. 今後の対応・検討課題

I. 対象取引の範囲等について

電気通信利用役務の提供の範囲等について、改正通達により、以下の具体的なサービス内容が例示されています。デジタルコンテンツの配信やクラウドサービス、インターネット広告の配信だけではなく、インターネット経由でのソフトウェアのダウンロード・コンサルティングサービス・ITサポート関連サービス等が、適用対象になる可能性が高いことから留意が必要です。クロスボーダーで電子商取引を行う事業者等においては、改正通達及びQ&Aを参考の上、現在提供している役務が新制度の対象となり得るかどうか、再度確認が必要となります。

- (1) インターネットを介した電子書籍の配信
- (2) インターネットを介して音楽・映像を視聴させる役務の提供
- (3) インターネットを介してソフトウェアを利用させる役務の提供
- (4) インターネットのウェブサイト上に、他の事業者等の商品販売の場所を提供する役務の提供
- (5) インターネットのウェブサイト上に広告を掲載する役務の提供
- (6) 電話、電子メールによる継続的なコンサルティング

また、Q&Aでは、クラウド上のソフトウェアやデータベースを利用させるサービス、クラウド上の顧客の電子データの保存を行う場所の提供を行うサービス、インターネットを介して行う英会話教室といった例も掲載されています。

一方、対象にならない取引として、Q&Aでは、以下のような取引が例示されています。

- ▶ 電話、FAX、電報、データ伝送、インターネット回線の利用等、他者間の情報の伝達を単に媒介するもの(いわゆる通信)
- ▶ ソフトウェアの制作等
(著作物の制作を国外事業者に依頼し、その成果物の受領や制作過程の指示をインターネット等を介して行う場合がありますが、当該取引も著作物の制作という他の資産の譲渡等に付随してインターネット等が利用されているので、電気通信利用役務の提供に該当しません)
- ▶ 国外に所在する資産の管理・運用等(ネットバンキングを含む)
(資産の運用、資金の移動等の指示、状況、結果報告等について、インターネット等を介して連絡が行われたとしても、資産の管理・運用等という他の資産の譲渡等に付随してインターネット等が利用されているので、電気通信利用役務の提供に該当しません。ただし、クラウド上の資産運用ソフトウェアの利用料金等を別途受領している場合には、その部分は電気通信利用役務の提供に該当します)

- ▶ 国外事業者に依頼する情報の収集・分析等
(情報の収集、分析等を行ってその結果報告等について、インターネット等を介して連絡が行われたとしても、情報の収集・分析等という他の資産の譲渡等に付随してインターネット等が利用されているので、電気通信利用役務の提供に該当しません。ただし、他の事業者の依頼によらずに自身が収集・分析した情報について対価を得て閲覧に供したり、インターネットを通じて利用させるものは電気通信利用役務の提供に該当します)
- ▶ 国外の法務専門家等が行う国外での訴訟遂行等
(訴訟の状況報告及びそれに伴う指示等について、インターネット等を介して行われたとしても、当該役務の提供は、国外における訴訟遂行という他の資産の譲渡等に付随してインターネット等が利用されているので、電気通信利用役務の提供に該当しません)
- ▶ 著作権の譲渡・貸付け
(著作物に係る著作権の所有者が、著作物の複製、上映、放送等を行う事業者に対して、当該著作物の著作権等の譲渡・貸付を行う場合に、当該著作物の受け渡しにインターネット等を介して行われたとしても、著作権等の譲渡・貸付という他の資産の譲渡等に付随してインターネット等が利用されているので、電気通信利用役務の提供に該当しません)

なお、新制度は、役務の提供を受ける者の住所、居所、本店又は主たる事務所の所在地が日本国内である場合に適用されます。したがって、国外事業者が日本法人の海外支店に対し、電気通信利用役務の提供を行った場合にも、新制度の適用を受ける可能性があります。また、国外事業者には国内に支店等を有する外国法人も該当しますので、外国法人の日本支店が、日本法人及びその海外支店に対し電気通信利用役務の提供を行った場合も、新制度の適用を受ける可能性がありますので注意が必要です。

役務提供の内容によっては、依然、今回公表された改正通達等においても、適用関係の判断がつかないものも見受けられます。事前に所轄税務署又は税務専門家に相談する等の対応を早急に行うことが必要です。

II. 新制度のポイント

今回の改正通達等の内容を含め、新制度の主なポイントは以下のとおりです。新制度の概要については、平成27年1月19日付弊社ニュースレター「[平成27年度税制改正大綱 国境を越えた役務の提供に対する消費税の課税の見直しについて](#)」をご参照ください。

1. 電気通信利用役務の提供に係る内外判定基準

「電気通信利用役務の提供」を受ける者の住所等が国内にあるかどうかにより内外判定を行います。

- ✓ 例えば、インターネットを通じて電子書籍、音楽、ゲーム等をダウンロードさせるサービス等においては、顧客がインターネットを通じて申し出た住所地と顧客が決済で利用するクレジットカードの発行国情報とを照合して確認する等、各取引の性質に応じて客観的かつ合理的な基準に基づいて判定する必要があります。

2. リバースチャージ方式の導入

「事業者向け電気通信利用役務の提供」については、その取引に係る消費税の納税義務を役務の提供を受ける事業者に転換する、リバースチャージ方式が導入されます。

- ✓ 役務の性質から「事業者向け電気通信利用役務の提供」に該当するかを判断する必要があります(例:広告の配信、インターネット上でゲームやソフトウェアの販売場所を提供するサービス)。
- ✓ 役務の性質からの判断が困難であるものは、取引条件等(契約書、契約過程の連絡文書等により確認)から「事業者向け電気通信利用役務の提供」に該当するか判断する必要があります(例:クラウドサービス)。
- ✓ 「事業者向け電気通信利用役務の提供」を行う国外事業者は、その取引の相手先である国内事業者に対して、予めリバースチャージ方式の対象であることを表示する義務があります。
- ✓ リバースチャージ方式の適用がある場合、請求額は税抜きのため対価になります。
- ✓ なお、「電気通信利用役務の提供」を受ける事業者において、一般課税で、かつ、課税売上割合が95%以上の課税期間及び簡易課税制度が適用される課税期間は、当分の間、リバースチャージ方式による申告は必要ありません。よって、リバースチャージ方式による申告が必要なのは、一般課税により申告を行う事業者で、その課税期間の課税売上割合が95%未満の事業者に限られます。

3. 国外事業者が行う消費者向け電気通信利用役務の提供に係る仕入税額控除の制限

「消費者向け電気通信利用役務の提供」については、経過措置により、当分の間、「電気通信利用役務の提供」を受ける事業者における仕入税額控除の適用は認められません。ただし、「登録国外事業者」(下記4.参照)からの「消費者向け電気通信利用役務の提供」については、仕入税額控除を行うことができます。

- ✓ 「事業者向け電気通信利用役務の提供」以外の「電気通信利用役務の提供」が、「消費者向け電気通信利用役務の提供」に分類されます。例えば、「広く消費者を対象に提供されている電子書籍・音楽・映画の配信等」、「ホームページ等で、事業者を対象に販売することとしているものであっても、消費者をはじめとする事業者以外の者からの申込みが行われた場合に、その申込みを事実上制限できないもの」が該当します。
- ✓ 「登録国外事業者」は、取引相手からの求めに応じて「登録番号」及び「課税資産の譲渡等を行った者が消費税を納める義務がある旨」を記載した請求書等を発行する義務が課されます。
- ✓ なお、「電気通信利用役務の提供」を受ける事業者において、「登録国外事業者」の登録番号等が記載された請求書等を保存している場合に限り、仕入税額控除が適用されます。

4. 登録国外事業者制度の創設

次に掲げる要件を満たす一定の国外事業者は、納税地を所轄する税務署長を経由して国税庁長官に申請を行うことにより、上記3.の「登録国外事業者」となることが可能です。その情報(氏名・名称、住所又は本店所在地、登録番号等)は国税庁のホームページで公表されます。

- ① 消費税の課税事業者であること
- ② 消費者向け電気通信利用役務の提供を行っている、又は行う予定があること
- ③ 日本国内に「消費者向け電気通信利用役務の提供」を行う事務所等があること
- ④ ③の事務所等がない場合には、消費税に係る税務代理人を定めていること
- ⑤ 国内に事務所等がない場合には納税管理人を定めておくこと
- ⑥ 国税について滞納がないこと等

登録申請は、平成27年7月1日から行うことができます。

III. 今後の対応・検討課題

平成27年10月1日以降の取引について新制度の適用があります。取引条件等により、課税関係にも変更があり得ることから、早期に現状の整理及び今後の対応を検討することが必要となります。

1. 該当取引の確認・対応

- (1) 電気通信利用役務の提供に該当する取引か
- (2) 日本に提供するものか
- (3) (1)及び(2)に該当する場合、平成27年3月31日までに締結した契約に基づくもので、平成27年10月1日以前から同日以後引き続き行う電気通信利用役務の提供に該当するか(該当する場合、経過措置として、利用契約の終了までは改正前の消費税法が適用されます。なお、月ごとに契約を更新しているものと認められるものは毎月契約を行っていることとなりますので、経過措置対象になりません)

2. 該当取引の取引区分の確認・対応

- (1) 役務の性質から役務の提供を受ける者が通常事業者に限られるか
- (2) 取引条件等から役務の提供を受ける者が通常事業者に限られるか(例えば、取引当事者間において提供する役務の内容を個別に交渉し、取引当事者間固有の契約を結ぶもので、契約において役務の提供を受ける事業者が事業として利用することが明らかであるものは、「事業者向け電気通信利用役務の提供」に区分されます)
- (3) Web上で事業者以外の者(消費者等)からの申込みを事実上制限できないものであるか(制限できない場合には「消費者向け電気通信利用役務の提供」に区分されます)
- (4) (2)について契約内容・契約形態の見直し等が必要なものの洗い出し、見直し契約手続き

3. 事業者向け役務の提供を行う国外事業者

- (1) 取引が「リバースチャージ方式」の対象である旨の表示義務(表示方法の検討)
(例えば、インターネット上の取引内容を紹介している場所や個別に取引内容の交渉を行う場合にその交渉時の連絡文書等において、取引の相手が容易に認識できるような表示が必要です)
- (2) 契約内容・契約形態の見直し(必要であれば。上記2.(2)、(4)参照)

4. 消費者向け役務の提供を行う国外事業者

- (1) 過去の課税売上高の把握、事業者免税点制度適用の確認による申告義務の把握(事業者免税点制度の判定における課税売上高については、事業者向け電気通信利用役務の提供に該当するものは除かれる点に注意が必要です)
- (2) 「登録国外事業者」としての登録(国外事業者が、国内事業者における仕入税額控除の対象とされる「消費者向け電気通信利用役務の提供」を行うためには、登録国外事業者になっておく必要があります)
- (3) 納税管理人等の選定
- (4) 申告書作成、納税の準備

5. その他

- (1) 今後のビジネスへの影響分析
- (2) 新制度適用により影響を受ける取引の価格設定方針の検討
- (3) 新制度適用による新たなプロセスに関するシステム対応等の検討

メールマガジンのお知らせと登録方法

弊法人では、上記ニュースレター、専門雑誌への寄稿記事及び海外の税制動向を定期的にメールマガジンにて配信しております。メールマガジン配信サービスのお申し込みをご希望される方は、以下をご参照ください。

1. <http://www.eytax.jp/mailmag/> を開きます。
 2. 「メールマガジンの新規登録について」に従い、メールマガジン登録ページよりご登録ください。
- * なお、本メールマガジン登録に際しては、「個人情報の取扱い」についてご同意いただく必要がございます。

ニュースレター全般に関するご質問・ご意見等ございましたら、下記までお問い合わせください。

EY税理士法人
コーポレートコミュニケーション部
tax.marketing@jp.ey.com

EY | Assurance | Tax | Transactions | Advisory

EYについて

EYは、アシュアランス、税務、トランザクションおよびアドバイザリーなどの分野における世界的なリーダーです。私たちの深い洞察と高品質なサービスは、世界中の資本市場や経済活動に信頼をもたらします。私たちはさまざまなステークホルダーの期待に応えるチームを率いるリーダーを生み出していきます。そうすることで、構成員、クライアント、そして地域社会のために、より良い世界の構築に貢献します。

EYとは、アーンスト・アンド・ヤング・グローバル・リミテッドのグローバル・ネットワークであり、単体、もしくは複数のメンバーファームを指し、各メンバーファームは法的に独立した組織です。アーンスト・アンド・ヤング・グローバル・リミテッドは、英国の保証有限責任会社であり、顧客サービスは提供していません。詳しくは、ey.com をご覧ください。

EY税理士法人について

EY税理士法人は、EYメンバーファームです。税務コンプライアンス、クロスボーダー取引、M&A、組織再編や移転価格などにおける豊富な実績を持つ税務の専門家集団です。グローバルネットワークを駆使して、各国税務機関や規則改正の最新動向を把握し、変化する企業のビジネスニーズに合わせて税務の最適化と税務リスクの低減を支援することで、より良い世界の構築に貢献します。詳しくは、www.eytax.jp をご覧ください。

© 2015 Ernst & Young Tax Co.
All Rights Reserved.

Japan Tax SCORE CC20150629

本書は、一般的な参考情報の提供のみを目的に作成されており、会計、税務及びその他の専門的なアドバイスをを行うものではありません。EY税理士法人及び他のEYメンバーファームは、皆様が本書を利用したことにより被ったいかなる損害についても、一切の責任を負いません。具体的なアドバイスが必要な場合は、個別に専門家にご相談ください。

www.eytax.jp